

令和6年8月
総会議事録

鳩山町農業委員会

令和6年8月26日

令和6年8月総会議事録

開 会 期 日		令和6年8月26日（月）			
開 催 場 所		鳩山町役場305・306会議室			
開議及び宣言者		午後2時10分 会長（議長）金子茂雄			
閉議及び宣言者		午後2時38分 会長（議長）金子茂雄			
議 長		会長 金子茂雄			
農 業 委 員 応 招 状 況					
1	—	欠 員	6	根 岸 郁 子	出 席
2	石 井 利 幸	出 席	7	金 井 幸 雄	出 席
3	小 鷹 隆 石	欠 席	8	戸 口 英 子	出 席
4	小 林 三 千 雄	出 席	9	中 原 哲 彦	出 席
5	飯 島 千 春	出 席	10	金 子 茂 雄	出 席
農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 出 席 状 況					
1	畑 誠	出 席	4	宮 崎 広 幸	出 席
2	保 積 幸 明	出 席	5	吉 岡 只 正	出 席
3	小 久 保 光 男	出 席	6	田 島 健 一	出 席
議 題		農地法の規定に基づく諸申請の審議の件			
傍聴者数		なし			
参 与 ●事務局出席者 ・吉澤祐一 事務局長 ・千装隆宏 書記 ・馬場紫野 担当					

〔開会の宣言〕午後２時１０分

◎金子会長

ただ今の出席農業委員は８名、農地利用最適化推進委員は６名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和６年８月鳩山町農業委員会定例総会を開会いたします。

〔議事日程の報告〕

◎金子会長

本日の議事日程はお手元に配布したとおりでございます。

〔議事録署名委員の指名〕

◎金子会長

日程第１、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の定例総会の議事録署名委員は、９番・中原哲彦委員、２番・石井利幸委員を指名いたします。

お願いいたします。

〔会期の決定〕

◎金子会長

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今月の定例総会の会期は本日１日限りとしたいと思います。ご異議はございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

〔諸般の報告〕

◎金子会長

日程第 3、諸般の報告を行います。

ここで会長としての報告をいたします。

農業委員会会長として会長を務める、鳩山町国保運営協議会に関して、7 月 30 日の、「入間福祉圏国保運営協議会 会長会議」に出席したほか、8 月 19 日には「鳩山町国保運営協議会」が書面において開催されました。

また、8 月 18 日に赤沼・今宿地区並びに石坂地区において、8 月 25 日には熊井地区において、地域計画に関する第 1 回説明会が開催されましたので、それぞれ出席しました。

そのほか、理事を務めます、常設審議委員会について、8 月 5 日に審議会が開催されましたので、WEB により出席いたしました。また、委員及び会長を務める、鳩山町鳥獣被害防止対策協議会の通常総会が書面により開催され、8 月 7 日に全議案が可決されました。

以上、報告とさせていただきます。

◎金子会長

議案審議に入る前に、各議題の関連性について、事務局の説明をお願いします。

◎書記

議案第 1 号及び議案第 3 号の議題につきましては、譲渡人、譲受人及び申請地が同一となっており、関連性がございますが、該当する条項が異なるため、それぞれの議案ごとの朗読、説明並びに審議をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による

許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第 4、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否についての

資料番号 1 を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の可否について。
令和 6 年 8 月 9 日受付。

資料番号 1、大字高野倉 [REDACTED]、地目、畑、面積、611 m²。譲受人 [REDACTED]

[REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]

転用目的：区分地上権設定。

面積、畑、611 m²。

◎金子会長

高野倉・下熊井地区担当の小鷹農業委員が欠席のため、この件につきまして、町内全域担当の中原農業委員よりご説明をお願いできますか。

◎中原委員

町内全域担当の中原です。

では、議案第 1 号、資料番号 1 の農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく申請について説明いたします。

本申請は、太陽光パネルの下で耕作をする、営農型太陽光発電設備の期間を更新するための申請であり、令和 3 年 9 月 28 日に許可を受けて以降、1 回目の更新申請でございます。

区分地上権は、譲受人が、土地の上空部分に営農型の太陽光発電設備を設置するために設定する権利でございます。

なお、農地パトロールの際にもお話がありましたが、耕作権につきましては、令和 3 年 9 月の許可日から 20 年間の設定が続いているため、今回の申請はございません。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。

では、議案第 1 号、資料番号 1 の農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容については、中原農業委員から説明があったとおりでございます。

譲受人はソーラーシェアリングとして、当該申請地の他にも■■■■地内において計5か所で営農型太陽光発電事業を行っております。

本申請地においては、既に営農型太陽光発電設備が設置され、人参の収量増加に向けて工夫しながら耕作がされている状況でございます。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

まず、営農型太陽光発電設備の計画につきましては、パネルの下部で耕作をするための3条による土地の耕作権、パネルが占有する土地の上空部分に対する3条による区分地上権の設定、パネルの支柱等を建てる部分の5条申請による一時転用が必要となります。

本申請は、その内の、区分地上権の設定に関する農地法第3条の申請でございます。

事業説明については中原農業委員から、また小久保推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地については、■■■■を■■に進んだ■■側に位置する農地でございます。

本案件は令和3年9月28日に許可を受けて以降、3年間の許可期間が経過することから、区分地上権設定の期間を更新するための更新申請でございます。

今回の営農型太陽光発電設備の更新では、一つの土地に対して「3条の区分地上権」「5条申請」の2つの許可を受ける必要がございます。「5条申請」については、この後、審議をしていただく予定となっております。

また、本申請につきましては、営農型太陽光発電設備としての申請であり、許可となる場合には、関連している農地法第5条と調整をした許可日となります。

本申請につきましては、添付書類により、計画にあたっての理由や必要性も明記され、確認もできております。

以上補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号1は許可することに決定いたしました。

〔日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による 許可申請の可否について〕

◎金子会長

日程第5、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否について。
令和6年8月9日受付。

資料番号2、大字赤沼■■■■、地目、畑、面積、430 m²。譲受人 ■■■■

■■■■。耕作地、4a、労働力、1。譲渡人 ■■■■

■■■■。

転用目的：所有権移転。

面積合計、畑、430 m²。

◎金子会長

この件につきまして、赤沼・今宿地区担当の石井農業委員よりご説明をお願いいたします。

◎石井委員

赤沼・今宿地区担当の石井です。

それでは、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請の譲渡人と譲受人は■■■■であり、譲渡人である■■■■が相続を受けた土地について、■■■■の代わりに耕作をしている■■■■が、今後も耕作を続けるために、所有権移転の申請に至りました。

以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の赤沼・今宿地区担当の吉岡委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎吉岡委員

赤沼・今宿地区担当の吉岡です。

では、議案第2号、資料番号2の農地法第3条第1項の規定に基づく申請について、意見を述べさせていただきます。

申請内容につきましては、石井農業委員から説明があったとおりでございます。

申請地では、既に譲受人により露地野菜等が作付けされておりまして、引き続き譲受人が作付する予定となっております。

以上、最適化推進委員の意見とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

それでは、議案第2号の補足説明をさせていただきます。

事業説明については石井農業委員から、また吉岡推進委員からはご意見をいただいたところでございます。

申請地については、 を■へ曲がり、 の前を過ぎた■側に位置する農地でございます。

本申請は新規取得の申請でございますが、農地法の改正により、農家で無い方でも適切な利用計画が確認できれば、農地の取得が可能となっております。

本申請においては、譲受人の作付計画、耕作するための機械の所有状況や取得計画等を確認いたしました。

本申請につきましては、譲受人による新規取得の申請となりますが、現在の農作業の状況や今後の計画を確認し、特段問題ないと考えております。

以上、補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

[なしの声あり]

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2の採決を行います。

本申請に対し、許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の可否についての資料番号2は許可することに決定いたしました。

〔日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による

許可申請に対する意見の決定について〕

◎金子会長

日程第6、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3を議題とします。事務局の朗読をお願いいたします。

◎書記

朗読します。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について。

令和6年8月9日受付。

資料番号3、大字高野倉[REDACTED]、地目、畑、面積、611 m²の内 0.1598 m²。
譲受人 [REDACTED]。譲渡人 [REDACTED]。
[REDACTED]。

転用目的：営農型太陽光発電。

面積合計、畑、0.1598 m²。農地区分：農業振興地域内・農用地。

◎金子会長

高野倉・下熊井地区担当の小鷹農業委員が欠席のため、この件につきまして、町内全域担当の中原農業委員よりご説明をお願いできますか。

◎中原委員

町内全域担当の中原です。

それでは、議案第3号、資料番号3の農地法第5条第1項の規定に基づく申請について、説明いたします。

本申請は、議案第1号と同様、営農型の太陽光発電施設の期間を更新するための農地転用であり、令和3年9月28日に許可を受け、本申請の期間が3年間であることから、2回目の申請でございます。

申請地は太陽光パネルを設置し、パネルの下で人参を作付する、営農型太陽光発電として稼働しており、太陽光パネルを設置する際の支柱部分と電柱の合計0.1598㎡の農地転用期間の更新でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎金子会長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保委員より農地の利用状況等についてご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

◎小久保委員

高野倉・上熊井・下熊井地区担当の小久保です。
意見等は特にございません。

◎金子会長

ありがとうございました。事務局からの補足説明がありますか。

◎書記

では、補足説明をさせていただきます。

事業説明については中原農業委員からいただいたところでございます。

本案件は令和3年8月の農業委員会総会において、審議をした案件の期間の更新申請であり、今回は2回目の申請となります。

土地所有者と事業主が異なる場合は「3条の賃借権」「3条の区分地上権」「5条申請」の3つの申請で許可を受ける必要がございます。

本案件は「5条申請」でございまして、太陽光発電設備の設置に伴い、耕作を行うことが出来ない、パネルの支柱などの面積に対しての申請であり、こちらについても期間は3年のため、更新申請が必要となります。

なお、「3条の区分地上権」については議案第1号で審議をしていただきました。また、「3条の賃借権」については20年の設定がされているため、更新はございません。

本申請につきましては、添付書類により、計画にあたっての理由や必要性も明記され、確認もできており、期間更新には特段問題ないと考えております。

以上補足説明とさせていただきます。

◎金子会長

ありがとうございました。この件につきまして、これより質疑に入ります。

ご意見がある方、挙手をお願いいたします。

◎吉岡委員

はい。

◎金子会長

吉岡委員。

◎吉岡委員

資料 24 ページの収支の見込みを見ると、販売金額が 0 円ですが、販売はしていないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

現在、親族の経営する居酒屋へ出荷をしておりますが、無償で渡しているため、資料 24 ページの収入金額としては自家消費となり、販売には至っていない状況でございます。

◎中原委員

はい。

◎金子会長

中原委員。

◎中原委員

確認ですが、営農型太陽光の場合は、発電量や収入等の制約はないのでしょうか。

◎金子会長

事務局お願いします。

◎書記

太陽光の発電量や電力収入に関しての制約はございませんが、パネルの下部で作付けする作物の収穫量については、地域の平均的な収穫量の 8 割以上という要件がございます。

◎金子会長

そのほかございますか。

〔なしの声あり〕

◎金子会長

なしの発言をいただきました。よろしいですか。

これにて、質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3の採決を行います。

本申請に対し、許可相当とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

◎金子会長

挙手全員です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についての資料番号3は許可相当とすることに決定いたしました。

〔閉会の宣告〕 午後2時38分

◎金子会長

以上で今月の総会に付された案件は、すべて終了いたしました。よって、閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なしの声あり〕

◎金子会長

異議なしと認めます。

よって、今定例総会は閉会することに決定されました。

お疲れさまでした。

上記会議のてん末を以ってその相違ないことを証するためにここに
署名・捺印する。

令和6年9月25日

会長 金子 茂雄 

委員 中 永 哲 彦 

委員 石 井 利 幸 